

中之条町防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上のため、地域における防災リーダーの養成を図ることを目的し、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）が実施する防災士の認定を受けた者に対して、予算の範囲内において中之条町防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中之条町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、地域防災力向上のための十分な意識、知識及び技術を有するもので、日本防災士機構が認定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得した者
- (3) 防災士の資格を取得後、防災に係る指導的な役割を担う者として町の区域内に存する自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）等で活動すると誓約できる者
- (4) 町税等の滞納がない者

2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めた者を補助の対象者とすることができる。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修講座受講料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士資格認証登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とする。

2 補助金額の上限はぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座を受講し、防災士の資格を取得した場合に要する経費と同額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中之条町防災士育成事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し

- (2) 第4条各号に掲げる経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 補助対象者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 町長は、前条の補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、中之条町防災士育成事業補助金交付決定及び確定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認めるとき。

(協力依頼)

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助金を交付した者に対し、防災に関する町の活動に対して協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。